

令和5年3月20日 不採択

松山市公設水産地方卸売市場における卸売市場法に基づく公正な運営を求める請願  
について

(趣 旨)

令和4年12月16日号の週刊フライデーに、本市の水産市場で高校野球賭博が横行しているとの記事が掲載されました。その中で、小売店経営者が、一部の市場業者による不当な取引に対する不満などが関係していると発言しています。

現在の水産市場では、市場外の無許可業者が市場内に入り込み、一部の市場業者も魚の不正な販売、施設の軒貸し(又貸し)、通路の占拠を行い、条例違反となる商売が横行しており、真面目に働く多くの市場業者が正常な市場取引が維持できない状況にあります。

水産市場を設置している松山市は、無許可業者を排除し、市場業者に取引ルールを守らせるよう市場を正常に運営するという責任があり、条例違反行為に対して厳重に対応すべきです。

松山市は、卸売市場法改正に際して、我々業界に対して、新たな条例の取引ルールは必ず守ってもらう、新たな取引ルールは取引の実態を踏まえ全ての市場業者が守れるものにするとして「松山市の対応方針」を基に課題を解決していくと説明してきました。

しかし、既に条例改正から2年半が経過した今まで、違反行為の解決や、業界に対する状況説明なども行われていません。

卸売市場は、「適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する」ことを目的としています。

市場内の条例違反行為の解決及び、健全な運営を確保することを市に求めるものです。

記

(請願事項)

- 1 市は、水産市場を円満に運営し、市民の日々の食生活を守るため、条例に基づき、適

正な取引ができるよう誠実に対応すること。

2 市は、市場開設者として、積極的に市場内の問題に対して解決策を講じること。